

介護保険料の納め方

納め方は受給している年金*の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

●市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利**です。



手続き

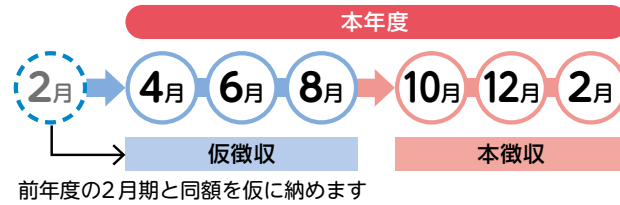
- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、7月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。



こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった(増額分を納付書で納めます)
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

介護保険料を滞納すると?

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1~3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いったん利用料の**全額を自己負担**しなければならなくなります。(後日、申請により7~9割相当分は市から払い戻されます。)

【1年6カ月間滞納した場合】

市から払い戻されるはずの給付費(7~9割相当分)の一部または全部を一時的に**差し止める**などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、**差し止められた額から保険料が差し引かれる**場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

本来1~3割である自己負担割合が**3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割)**に引き上げられたり、**高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったり**します。

あなたの介護保険料を確認しましょう



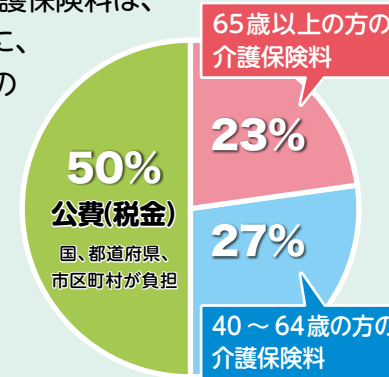
令和8年度版

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

負担割合は、65歳以上の方と40~64歳の方の人口比率などをもとに決められます。



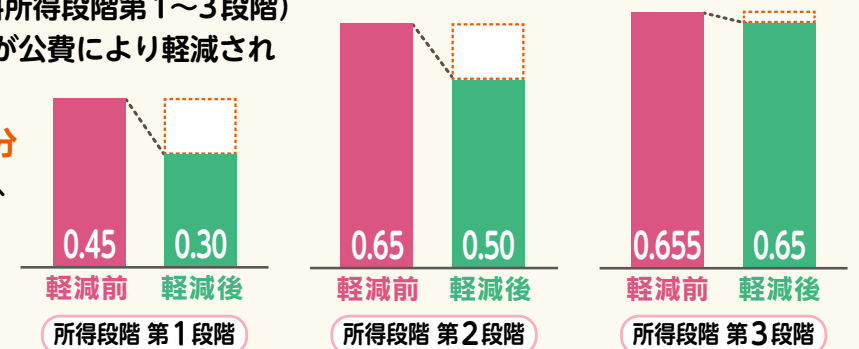
一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

住民税非課税世帯の介護保険料のイメージ図

住民税非課税世帯(保険料所得段階第1~3段階)の方の介護保険料の負担が公費により軽減されています。

公費による軽減分

棒グラフの中の数字は、保険料基準額(77,900円)に対する調整率



高岡市
TEL.0766-20-1375

介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、高岡市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

高岡市に必要な介護保険サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分 23%

÷

市内に住む65歳以上の方の人数

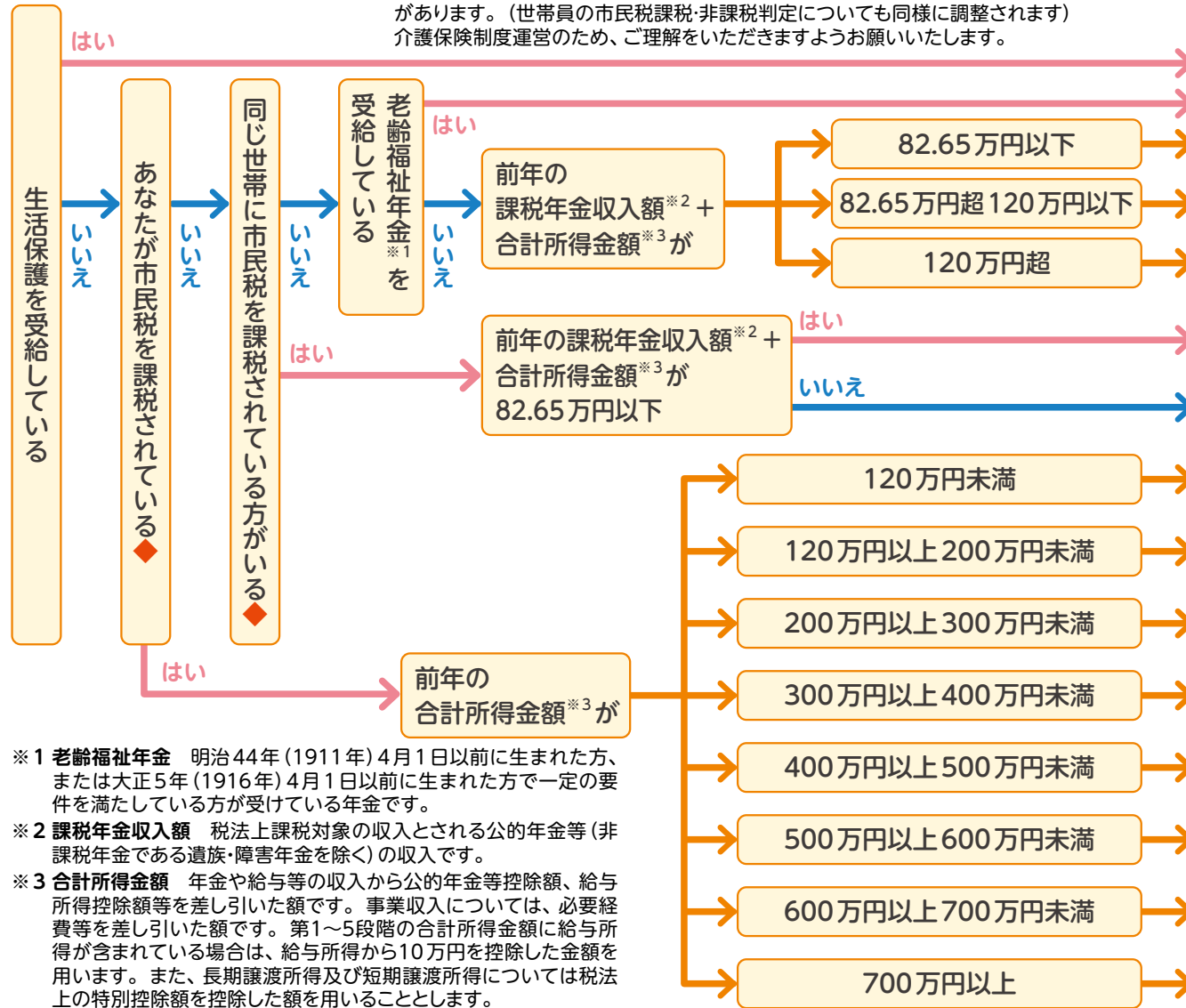
=

高岡市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **77,900円**(年額)

あなたの介護保険料は？

◆令和8年度介護保険料の特例措置について

令和8年度の介護保険料は、介護保険法施行令の改正により、令和7年度税制改正前の計算方法で算定を行うことになりました。その結果、一部の給与所得者については、市民税が非課税となった場合でも、介護保険料の算定においては課税とみなされる場合があります。(世帯員の市民税課税・非課税判定についても同様に調整されます) 介護保険制度運営のため、ご理解をいただきますようお願いいたします。



- ※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※2 課税年金収入額 税法上課税対象の収入とされる公的年金等(非課税年金である遺族・障害年金を除く)の収入です。
- ※3 合計所得金額 年金や給与等の収入から公的年金等控除額、給与所得控除額等を差し引いた額です。事業収入については、必要経費等を差し引いた額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得については税法上の特別控除額を控除した額を用いることとします。

この「基準額」をもとに本人および世帯の市民税課税状況や収入・所得に応じて、13段階の保険料に分かれます。公費によって、市民税非課税世帯(保険料所得段階第1～3段階)の介護保険料が軽減されています。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)	
第1段階	非課税世帯 世帯全員が非課税の場合	●生活保護受給者、老齢福祉年金※1受給者 ●前年の課税年金収入額※2と合計所得金額※3の合計が82.65万円以下の方	基準額 × 0.30	23,400円
第2段階		前年の課税年金収入額※2と合計所得金額※3の合計が82.65万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.50	39,000円
第3段階		前年の課税年金収入額※2と合計所得金額※3の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.65	50,600円
第4段階	本人非課税世帯の誰かが課税されている場合	前年の課税年金収入額※2と合計所得金額※3の合計が82.65万円以下の方	基準額 × 0.90	70,100円
第5段階		前年の課税年金収入額※2と合計所得金額※3の合計が82.65万円を超える方	基準額 × 1.00	77,900円(基準額)
第6段階	本人課税本人が課税されている場合	前年の合計所得金額※3が120万円未満の方	基準額 × 1.15	89,600円
第7段階		前年の合計所得金額※3が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	97,400円
第8段階		前年の合計所得金額※3が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	116,900円
第9段階		前年の合計所得金額※3が300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.75	136,300円
第10段階		前年の合計所得金額※3が400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.85	144,100円
第11段階		前年の合計所得金額※3が500万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.95	152,000円
第12段階		前年の合計所得金額※3が600万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.05	159,800円
第13段階		前年の合計所得金額※3が700万円以上の方	基準額 × 2.15	167,500円

介護保険 Q & A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

- 例 ●6月1日が65歳の誕生日の方 →5月分から納めます
- 6月2日が65歳の誕生日の方 →6月分から納めます



Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけませんか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくをお願いします。



Q 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、負担が大きくなりないように低い保険料額が設定されています。どうかご理解ください。なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市の長寿福祉課にご相談ください。